

北九州市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北九州市空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名等を記載した書面（様式第2号）
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書（法第24条各号に規定する業務のうち、実施する業務内容及び実施方法のほか、人員の配置等の体制、個人情報保護、その他業務を適正に遂行するために講じる措置を記載したもの）
- (9) 市税に滞納がないことの証明書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(支援法人の指定)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立した一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。

- (2) 第8条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。
 - (3) 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 申請者が支援法人として行おうとする業務の実施方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。
 - (5) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護、その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
 - (6) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。
 - (7) 申請者が、市税を滞納していないこと。
- 2 市長は、申請者を支援法人として指定した場合は、北九州市空家等管理活用支援法人指定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による指定をしたときは、法第23条第2項の規定により、当該支援法人の名称又は商号、所在地、事務所名又は営業所名及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。
- 4 市長は、支援法人として指定する場合において、必要により条件を付することができる。
- 5 市長は、同条第1項の規定により審査を行い、申請者を支援法人として指定しないこととしたときは、当該申請者に対し、その旨及びその理由を北九州市空家等管理活用支援法人指定却下通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

- 第4条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第5号）により行うものとする。
- 2 支援法人は、法第24条各号に規定する業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

る。

- 3 市長は、前項の規定による名称等の変更の届出を受けたときは、法第23条第4項の規定により、当該支援法人の名称等の変更及び名称等の変更の届出を受けた年月日を公示するものとする。

(業務の廃止)

第5条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第7号）により市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消す。

(事業の報告)

第6条 法第24条各号に規定する業務の実施状況について、支援法人は年度ごとに、当該年度の翌年度の4月末日までに事業報告書を市長に提出するものとする。

- 2 法第25条第1項の規定により、市長は法第24条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、報告書の内容について説明又は追加資料の提出を求めることができる。

(改善命令)

第7条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第8条 市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第3条第1項第1号、第3号、第4号若しくは第7号までのいずれかの要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消通知書（様式第8号）により当該支援法人に通知するものとする。
- 3 市長は、指定を取り消したときは、当該支援法人の名称又は商号、所在地、事務所又は営業所の所在地及び指定の取り消しの日を公示するものとする。

(照会及び検査等の実施)

第9条 市長は、支援法人の指定に必要な範囲内において、関係機関への照会及び支援法人の検査等を実施することができる。

2 市長は、前項の照会及び検査等の結果、必要があると認めるときは、支援法人に対して必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(公示の方法)

第10条 第3条第3項、第4条第3項及び第8条第3項による公示は、市の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月26日から施行する。